

議案第32号 説明資料

幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例				
<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年 9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 略</p> <p>(特別保育事業の利用の承認)</p> <p>第4条 <u>第3条第3号</u>による特別保育事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(特別保育事業の費用の負担)</p> <p>第5条 <u>第3条第3号</u>による特別保育事業を利用する児童の保護者は、特別保育事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p>	<p>○幕別町子育て支援センター条例 (平成13年 9月14日 条例第20号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 <u>幕別子育て支援センターに次のとおり分室を設置する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>幕別子育て支援センターまくべつ</u></td> <td style="text-align: center;"><u>幕別町寿町2番地5</u> (幕別中央保育所内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>分室で行う事業は、前項第1号及び第3号に規定する実施内容とする。</u></p> <p>(特別保育事業の利用の承認)</p> <p>第4条 <u>前条第1項第3号及び第2号</u>による特別保育事業を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(特別保育事業の費用の負担)</p> <p>第5条 <u>第3条第1項第3号及び第2項</u>による特別保育事業を利用する児童の保護者は、特別保育事業に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第6条 略</p>	名称	位置	<u>幕別子育て支援センターまくべつ</u>	<u>幕別町寿町2番地5</u> (幕別中央保育所内)
名称	位置				
<u>幕別子育て支援センターまくべつ</u>	<u>幕別町寿町2番地5</u> (幕別中央保育所内)				